

【70歳以上の人の一部負担金の割合の判定について】

(1) 同じ世帯内の70～74歳の国保加入者の課税総所得金額等（注1）が、全員145万円未満である。

*70～74歳の国保加入者が、基準日（前年（1～7月においては前々年）の12月31日）現在において、国保世帯主であり、所得が38万円以下（令和3年8月診療分から、給与所得者については、給与所得から10万円を控除する。）の19歳未満の国保加入者がいる場合、16歳未満の人数×33万円、16歳以上19歳未満の人数×12万円を所得から控除する。

注1「課税総所得金額等」…所得から各種控除を差し引いた後の所得金額

はい

いいえ

(2) 70～74歳の国保加入者の基礎控除後所得（旧ただし書所得）（注2）の合計額が、210万円以下である。

注2「基礎控除後所得（旧ただし書所得）」…総所得金額等（総所得金額、山林所得、譲渡所得等）から基礎控除を差し引いた金額

はい

いいえ

(3) 70～74歳の国保加入者の年収（注3）が、下表に該当する。

国保加入者数（70～74歳）	年収の合計額
1人	383万円未満（※）
2人以上	520万円未満

※ただし、年収が383万円以上でも、特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険を脱退した方で、同じ世帯に国保加入者がいる方）がいる場合、その方の収入を含めて、2人以上として判定できる。

なお、世帯主変更があった場合などは、対象外となる。

※年収が広島市で把握できない場合（転入等）は申請が必要である。

注3「年収」…年金収入、給与収入、営業収入等、必要経費や控除額を差し引く前の総収入

はい

いいえ

一部負担金の割合

2割

一部負担金の割合

3割